

令和5年度 出捐金事業実績評価説明書

令和7年2月28日



公益社団法人

全日本トラック協会

Japan Trucking Association



目 次

○輸送の安全の確保①	1
○輸送の安全の確保②	3
○環境の保全①	5
○事業適正化①	7
○事業適正化②	9
○輸送サービスの改善及び向上①	11
○輸送サービスの改善及び向上②	13

中期目標

国
交
省

■事業用自動車総合安全プラン2025 ※1

区分	令和3年 実績	令和7年 最終目標
死者数	229人	190人以下
重傷者数	1,282人	1,280人以下
人身事故件数	14,031件	9,100件以下
追突事故件数	5,683件	3,350件以下
飲酒運転	(飲酒運転事故)32件	ゼロ

※1 軽を含むトラックの目標値

全
ト
協

■トラック事業における総合安全プラン2025 ※2

区分	令和3年 実績	令和5年 中期目標	令和7年 最終目標
死者数+重傷者数	1,139人	-	970人以下
飲酒運転	(飲酒運転事故)14件	ゼロ	ゼロ

※2 軽を除くトラックの目標値

【参考】「第11次交通安全基本計画」(内閣府・令和3年3月29日決定)における「道路交通安全の安全についての目標」:

世界一安全な道路交通を目指し、令和7年までに24時間死者数を2,000人以下にする。／令和7年までに重傷者数を22,000人以下にする。

令和5年度事業計画の概要

① ASV(先進安全自動車)関連機器の普及促進

- ・衝突被害軽減ブレーキ、後方視野確認支援装置、左側方視野確認支援装置、呼気吹き込み式アルコールインターロック装置などのASV関連機器の導入を促進するため、助成等の支援を行う。なお、ASV機器の導入支援にあたっては、行政との連携に配慮するとともに、適時適切に導入促進対象の見直しを図る。

② トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上

- ・各都道府県トラック協会、警察等関係当局との連携により、飲酒運転根絶を図る。
- ・安全教育訓練の受講者に対する助成を実施する。
- ・トラックドライバー・コンテスト等を実施する。
- ・「プラン2025目標達成セミナー」等、交通事故防止に向けたセミナー、講習を実施する。

③ 事故分析及び対策の検討・活用

- ・事業用トラックにかかる交通事故統計分析を行い、事故原因等を踏まえた実効性のある事故防止対策に活用する。

④ 広報・啓発活動等

- ・各種媒体による効率的、効果的な啓発、広報活動を実施する。

令和5年度事業実績の概要

① ASV(先進安全自動車)関連機器の普及

助成対象名	台数	金額
安全装置(後方視野確認支援装置等)	13,792台	277百万円

- 後方・左側方視野確認支援装置やアルコールインターロック装置等、交通事故抑止に効果のある機器の導入に対する助成事業を行った。

② トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上

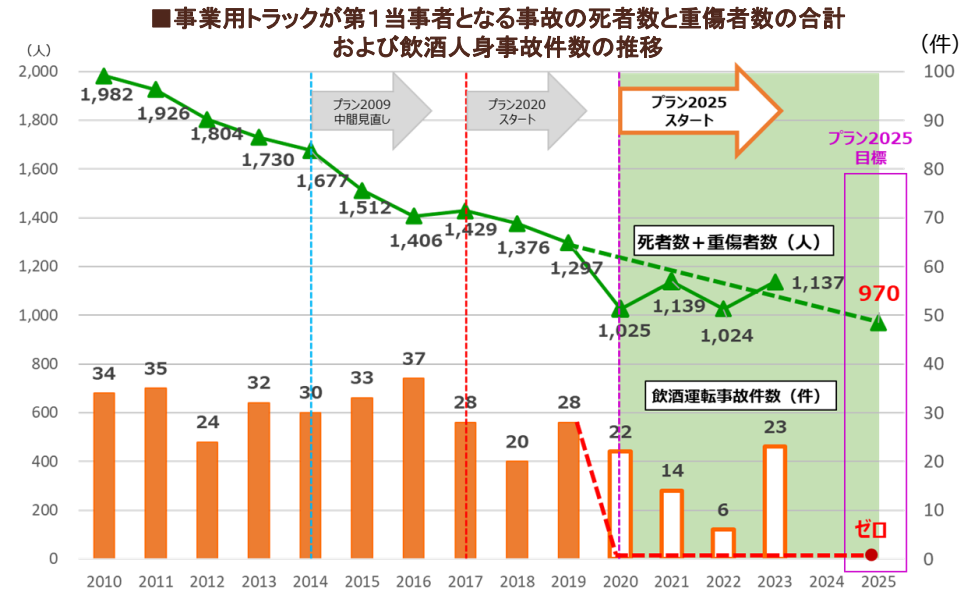
- 「トラック事業における総合安全プラン2025」の周知と、事業用トラック特有の交差点事故や追突事故の防止を図ることを目的に、コンサルティング会社と連携して「プラン2025目標達成セミナー」を企画し、座学とグループ討議で構成する「フルセミナー」を全国25協会(776名参加)、座学だけの「座学セミナー」を全国11協会(514名参加)で開催した。
- 事業用トラック1万台当たりの死者・重傷者数の多い都道府県を中心に、主にドライバーを対象にした「プラン2025目標達成セミナー(出前セミナー)」を全国2協会(58名参加)で開催し、重大事故の特徴や対策を詳細に説明し、事故防止意識の醸成に努めた。
- 「事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成29年3月国土交通省告示)の見直し強化に呼応し、全ト協が平成29年に作成した「事業用トラックドライバー研修テキスト」について、最新の法令等の改正内容を盛り込み改訂し、運転者に対する指導教育内容の充実を図った。
- 「全国トラックドライバー・コンテスト」(出場者数139名)を実施するとともに、全ト協の指定研修施設(計20施設)における安全教育訓練受講者に対する助成を行う(受講者数1,157名、助成総額約47百万円)など、運転技術・マナーの意識向上と啓発に努めた。

③ 事故分析及び対策の検討・活用

- 事業用トラックの事故実態を交通事故データベースから詳細に集計・分析し、その結果をホームページ上で計3回公表したほか、計5種類の啓発ポスターを『広報とらつく』及びホームページに掲載する等、交通事故防止対策の取組みを促進した。

④ 広報・啓発活動等

- 「正しい運転・明るい輸送運動」、「不正改造車を排除する運動」の実施、国の各季交通安全運動等への参加など、会員事業者への積極的な広報・啓発活動を行った。



数字はいずれも事業用トラック(軽自動車を除く)を第一当事者とするもの。
出典：交通事故統計(警察庁)／交通統計((公財)交通事故総合分析センター)

評価委員による総合評価

B

中期目標	<労働災害(過労死等)の防止> ドライバーの健康管理対策、長時間労働対策を通じ、労働災害としての脳・心臓疾患による過労死等の削減を図りつつ、労働災害全体の死者数・死傷者数の減少を目指す。(過労死等防止計画目標:平成24年~28年度までの脳・心臓疾患による労災支給決定件数5年間平均83件を、令和4年度に概ね20%減の66件へ削減)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		年次目標	直近5年平均: 70件(△16%)	直近5年平均: 66件(△20%)

令和5年度事業計画の概要

①過労死等防止対策の推進

- ・「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、引き続き関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- ・セミナーや、啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及・促進を図る。

②健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進

- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査に対する助成を行うとともに、セミナー等を通じて、SAS対策の普及・強化に努める。
- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーや、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策を通じて、健康起因事故防止対策を推進する。
- ・精神疾患による過労死事案の分析を行い、メンタルヘルスに関する対応策を検討する。
- ・中小トラック運送事業者のための健康管理システム(運輸ヘルスケアナビシステム)について、導入・活用を推進する。

③労働災害防止、荷主対策の推進

- ・荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第14次労働災害防止計画(2023~2027)を踏まえた労働災害防止に取り組む。
- ・安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。

【参考】 ■ 過労死等の労災補償状況

道路貨物運送業(中分類)の脳・心臓疾患の請求件数及び支給決定件数

単位:件

	直近の実績						
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
請求件数	145	145	144	118	124	133	171
支給決定件数	85	83	61	55	56	50	66

支給決定件数直近5年平均
58件

令和5年度事業実績の概要

【過労死等防止対策、健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進】

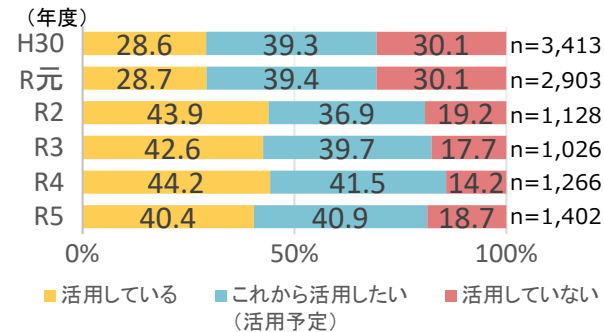
- ▶ 「トラック運送業界の過労死等防止計画」(2018～2022年度)の取り組みを継続して推進するとともに、本計画の具体的な行動計画を実行するため、血圧計導入促進助成事業を実施した(下表)。
- ▶ 小集団での意見交換等を実施し、他社の取組好事例などから新たな気付きを得ることにより事業者の取組を促す「過労死等防止対策セミナー～健康起因事故の削減を目指して～」を43協会で延べ49回(受講者1,419人)開催。また、定期健康診断結果のフォローアップの重要性を理解し、フォローアップの仕方を学ぶ「健康管理セミナー」を19協会で延べ19回(受講者781人)開催及び、SASがもたらすリスクを理解し、事業者のSAS対策取組状況のレベルに合わせ、3ステップに分けた「SAS対策セミナー～オンラインで3ステップ解説～」を6回(受講者231人)開催し、過労死等ならびに健康起因事故の防止に取り組んだ。
- ▶ リーフレットを作成しSASスクリーニング検査の周知・普及を図るとともに、SASスクリーニング検査の受診費用の一部(半額、上限2,500円)を助成した(下表)。
- ▶ 定期健康診断結果からハイリスク者を可視化しフォローアップすることが可能な「運輸ヘルスケアナビシステム」の利用・促進を図った(下表)。

■ 「血圧計導入促進助成事業」申請状況 (台)

年度	H30	R元年	R2	R3	R4	R5
台数	1,119	853	259	376	238	233

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による対応のため補正予算が議決され、令和2年9月末までに導入したものをのみを助成対象として実施した。

■ 点呼時の血圧計活用割合



■ 「SASスクリーニング検査助成事業」の申請状況

年度	R2	R3	R4	R5
事業所数	1,618 (-38)	2,026 (+408)	2,079 (+53)	2,080 (+1)
申請者数	33,167 (-1,974)	40,106 (+6,939)	38,458 (-1,648)	39,338 (+880)

()内は前年度比

■ 「運輸ヘルスケアナビシステム」の申込状況

年度	事業者数	人数
R2	52社	3,562人
R3	63社	4,213人
R4	85社	5,998人
R5	159社	8,888人

■ 喫煙率

年度	H30	R元年	R2	R3	R4	R5
喫煙率	57.0	55.8	52.8	51.0	50.3	48.6
	n=812	n=881	n=942	n=929	n=905	n=953

参考:令和元年度厚労省調査による成人男性喫煙率27.1%
出典:運輸ヘルスケアナビシステムフォローアップアンケート

■ 令和5年度に作成した健康管理に関する啓発物



◆「睡眠時無呼吸症候群(SAS)を正しく知ろう」(令和5年6月作成)

◆「ドライバーにSASスクリーニング検査を受診させていますか」(令和5年6月作成)



■ ハイリスクドライバーの経年変化

調査事業社数	年度別ハイリスクドライバー数(人)						
	H29	H30	R元年	R2	R3	R4	R5
12社	34	9	4	3	4	4	3

「運輸ヘルスケアナビシステム」を活用し、定期健康診断結果からハイリスク者を発見し、健康管理指導や受診勧奨等、フォローアップしたことにより、ハイリスク者が大幅に減少した。

平成29年度 34人 → 令和5年度 3名
31人減 (-91%)

評価委員による総合評価

A

中期目標

〈CO2削減〉
令和12年度(2030年度)の営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2
排出量原単位を平成17年度(2005)比31%削減する。

年次目標

令和3年度	令和4年度	令和5年度
営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で平成17年度(2005年度)比24%削減する。	営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で平成17年度(2005年度)比25%削減する。	営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で平成17年度(2005年度)比25%削減する。

令和5年度事業計画の概要

① 「トラック運送業界の環境ビジョン2030」の推進

- ・新たな環境基本行動計画「トラック運送業界の環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入支援、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。
- ・「環境ビジョン2030」の行動メニューとSDGs(持続可能な開発目標)の関連性の理解促進を図りつつ、SDGs 達成に向けた取組を推進する。

② エコドライブの徹底に向けたEMS機器等(※)の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

- ・燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計等、EMS機器等の導入のための補助事業を促進する。
※EMS: エコドライブ・マネジメント・システム
- ・エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等、アイドリングストップ支援機器導入のための事業を実施する。

③ 環境対応車の普及促進

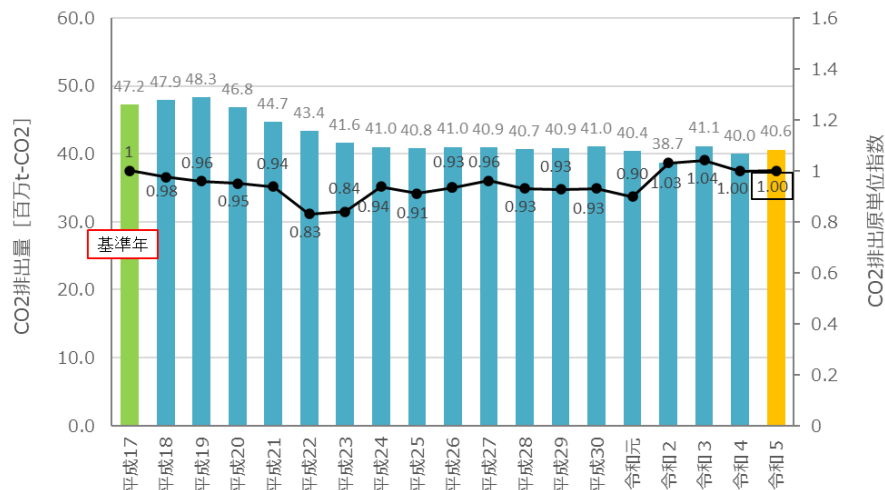
- ・環境対応車である天然ガストラック、ハイブリッドトラック、電気トラック及び燃料電池トラックの導入促進事業を実施する。
- ・電気トラック及び燃料電池(水素)トラックの導入における課題等の整理を行うなど、普及に向けた方策を検討する。

令和5年度事業実績の概要

① 「トラック運送業界の環境ビジョン2030」の推進

- 2050年のカーボンニュートラルに向けてトラック運送業界全体で取り組む新たな環境基本行動計画である「トラック運送業界の環境ビジョン2030」に基づき、本評価事業の中期目標と同じ内容を「メイン目標」に定め、その達成状況を公的なデータを利用して検証した。
- 同計画の「サブ目標2」に定めた「各事業者が自社のCO2排出総量または排出原単位を把握することを目指す」ための一助となるよう作成した「トラック運送事業者用CO2排出量簡易算定ツール」について、荷主別のCO2排出量算定ができるようにしたVer.2に改訂し、普及と周知を図った。

■トラック運送業界のCO2排出原単位の推移と2030年度の目標値



● 営業用トラックのCO2排出量原単位
(平成17年を1とした場合の指数)

■ 営業用貨物自動車のCO2排出総量

国土交通省「自動車輸送統計年報」及び「自動車燃料消費量統計年報」から全協作成

② エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

- 会員事業者のエアヒーター、車載バッテリー式冷房装置等の導入(計677台)に対する助成事業をおこなった。
- 車両動態管理システム等、輸送の効率化や省エネ化を進める機器等の導入に対して経済産業省が実施した「トラック輸送における省エネルギー化推進事業」等の会員事業者への周知・啓発を、ホームページ及び『広報とらつく』等で幅広く実施した。

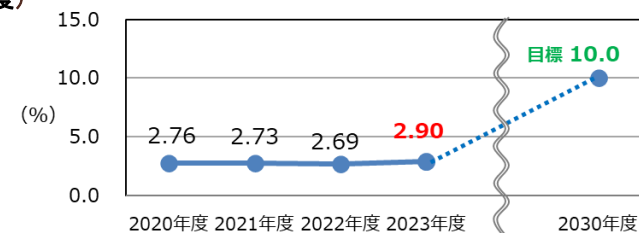
③ 環境対応車の普及促進

- 会員事業者が導入する天然ガストラック(9台)、ハイブリッドトラック(268台)及び電気トラック(27台)の導入に対する助成事業をおこなった。
- 電気トラック、大型天然ガストラック等の導入に対して環境省が実施した「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」等の会員事業者への周知・啓発を、ホームページ及び『広報とらつく』等で幅広く実施した。
- 「環境ビジョン2030」の「サブ目標1」に定めた「GVW8t以下の車両について、2030年における電動車の保有率を10%とする」に基づき、その達成状況を公的なデータを利用して検証した。

■環境対応車助成金交付台数(令和5年度)

助成対象	助成台数
天然ガス	9台
ハイブリッド	268台
電気	27台
合計	304台

■電動車保有率の推移(令和6年3月末)



・電動車:ハイブリッドトラック、電気トラック及び燃料電池トラック
・「自検協統計 自動車保有車両数」「諸分類別 自動車保有車両数」から全協作成

評価委員による総合評価

B

中期目標

国土交通省との更なる連携を図り、速報制度並びに新規巡回指導及び労基特別巡回指導の的確な対応を図るとともに、評価の低い事業所に重点を置いた巡回指導等により、巡回指導結果の総合評価に関し、令和5年度までにA・B評価の占める割合を71%以上とするとともに、D・E評価の占める割合の着実な減少を図ることを目標とする。

年次目標

令和3年度	令和4年度	令和5年度
○A・B評価の割合を前年度比1.2ポイント以上増加 ○D・E評価の割合を着実に減少	○A・B評価の割合を前年度比1.2ポイント以上増加 ○D・E評価の割合を着実に減少	○A・B評価の割合を前年度比1.2ポイント以上増加 ○D・E評価の割合を着実に減少

令和5年度事業計画の概要

巡回指導の充実強化による法令遵守の徹底

- (1)巡回指導は、総合評価がD及びEなどの事業者に重点化して実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (2)巡回指導結果、法令を遵守しない悪質事業者に対する早期監査、行政処分を実施するため地方実施機関と地方運輸局・支局との連携スキームを推進する。
- (3)法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う。
- (4)関係行政機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。
また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法や改正改善基準告示の周知を図るとともに、改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底を図る。
- (5)巡回指導等を通じて、社会保険等の未加入・未納事業者に対し、社会保険等の加入及び保険料の納付の徹底を的確に指導する。
- (6)適正化事業指導員の専任化を推進するとともに、地方実施機関の指導体制の強化を図る。

事業所への巡回指導



模擬巡回指導



全国指導員研修



適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上

- (1)全国研修では、実践的な調査技術や専門的知識の修得等、指導実務に即した研修を開催する。特に、特別研修及びスキルアップ研修は、時宜を得たテーマを設定し、研修の高度化を図る。
- (2)運輸局、運輸支局との官民合同の地方ブロック研修を実施し情報の共有を図るとともに、地域の諸課題について討議を行う。
- (3)全国研修を補完する小規模グループ研修や巡回指導の実態調査により、巡回指導の指針、マニュアルの徹底を図り、評価手法の全国均一化を図る。
- (4)適正化事業指導員の更なる資質の向上を図るため、運行管理者資格の取得を積極的に推進する。

※巡回指導における事業者への総合評価の基準

○巡回指導の結果、38指導項目の「適」項目の占める割合で評価する。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| A：適の占める割合が90%以上 | D：適の占める割合が60%以上70%未満 |
| B：適の占める割合が80%以上90%未満 | E：適の占める割合が60%未満 |
| C：適の占める割合が70%以上80%未満 | 「その他」：指導項目26項目以下 |

令和5年度事業実績の概要

巡回指導の充実強化による法令遵守の徹底

- 巡回指導については、総合評価がD及びEなどの事業者に重点化して効果的・効率的に実施するとともに、運輸支局等と連携を密にし、巡回指導を行った。
巡回指導の総合評価の状況は、A・B評価が前年度比2.4ポイントの減、D・E評価が前年度比0.2ポイントの増となったが、D・E評価事業所の約8割が改善されC評価以上に向上した。【表1】【表2】【表3】
- 監査対象事業所の選定などに活用してもらうため、運輸支局等に対し、適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行った。
- 行政と連携し、速報制度、新規巡回指導及び労基特別巡回指導への的確な対応を図った。【表1】
- 社会保険等に係る巡回指導時の否の比率は、労働保険が3.6%（前年度比0.7ポイント増）、社会保険が5.3%（前年度比0.8ポイント増）となった。（1）と同様、前年度との単純比較は困難と思われる。
- 全国研修、地方研修、実態調査の実施により、巡回指導の指針・マニュアルの徹底を図り、評価手法の全国均一化を推進した。
- 令和6年3月末現在で、全国の適正化事業指導員は、専任342人、兼任98人の計440人体制となり、専任指導員定数346人に対して専任者率98.8%となっている。【表1】

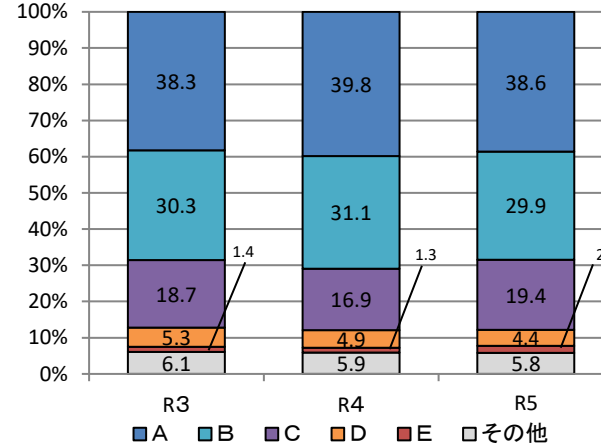
適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上

- 全国実施機関主催の研修として、初級(2回)、システム、専門、特別、スキルアップの各研修を実施し、実践的な調査技術や専門的知識の修得、評価手法の均一化を図った。（延べ208名参加）
- 運輸局、運輸支局との合同の地方ブロック研修を開催し、情報の共有、諸課題に係る意見交換を行った。（10回、計438名参加）
- 小規模グループ研修を開催し、模擬巡回指導やグループ討議により、評価手法の全国均一化に努めた。（9回計211名参加）
- 指導員の知識や技能向上を図るため、運行管理者資格者証の取得を推進し、令和5年度は新たに30名が取得した。これにより、令和5年度末における取得者は315名、兼任を含む全指導員の71.6%となった。

【表1】 適正化事業に係るデータの推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回指導件数(総数)	19,656件	25,137件	25,926件
巡回率	22.5%	28.9%	30.1%
速報件数	39件	59件	57件
新規巡回指導	1,006件	987件	784件
労基特別巡回指導	340件	359件	319件
指導員数(うち専任)	433(355)人	435(339)人	440(342)人

【表2】 適正化巡回指導総合評価推移表
(令和3年度～令和5年度)



A+B 評価	68.6% (-2.8ポイント)	70.9% (+2.3ポイント)	68.5% (-2.4ポイント)
D+E 評価	6.7% (+0.9ポイント)	6.2% (-0.5ポイント)	6.4% (+0.2ポイント)

【表3】

巡回指導総合評価の改善状況
(令和5年度対象事業所)

前回評価	改善	同じ	悪化
A	—	70.1%	29.9%
B	37.4%	45.1%	17.5%
C	53.3%	38.5%	8.2%
D	78.6%	15.5%	5.9%
E	84.7%	15.3%	—
A・E評価を除く改善状況	52.8%	35.4%	11.8%

評価委員による総合評価

B

中期目標

安全性優良事業所認定制度(Gマーク制度)については、国土交通省と連携して更なる普及促進を図り、令和5年度までに、Gマーク認定事業所数の全事業所数に対する割合(認定率)を33%以上とすることを目標とする。

年次目標

令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定率を前年度比0.6ポイント以上増加	認定率を前年度比0.6ポイント以上増加	認定率を前年度比0.6ポイント以上増加

令和5年度事業計画の概要

【安全性評価事業(Gマーク制度^{*})の積極的な推進及び普及促進策の実施】



(1)関係行政機関や地方貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、円滑な推進を図る。



(2)Gマーク制度に係る評価項目の見直し及び長期認定取得者の差異化を図るとともに、新たに電子申請を導入し、申請者の利便性向上並びに審査の効率化を図る。



(3)Gマークラッピングトラック等による広報啓発活動の展開、荷主等に対するGマークの安全優位性についての周知及びGマーク取得事業所に対するインセンティブの拡充に努める。



(4)Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

※「Gマーク制度」

平成15年7月より開始され、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、全国適正化事業実施機関が事業者の安全性を正当に評価・認定・公表するものである。

(認定事業所は全日本トラック協会ホームページに公表)

令和5年度事業実績の概要

9,761事業所の申請を受け付け、9,526事業所を新たに認定した。これに令和元～令和4年度認定分19,369事業所を加え、認定事業所数は28,895事業所(全事業所数に対する割合(認定率)は33.4%)となった。【表1】

【表1】安全性優良事業所の認定数及び認定率の推移



(1)各機関との連携強化

国土交通省、適正化実施機関が合同で実施する各ブロックの適正化連絡会議等の場を通じて、Gマーク制度の取組状況を報告するとともに連携の強化を図った。

(2)申請者の利便性向上及び審査の効率化等

小規模事業所に認定の取得意欲の増進を図るため、評価項目の細分化を図るとともに、長期認定事業所の差別化を図るため、ゴールドGマークを新設した。また、申請者負担を軽減するためのWeb申請を導入した。

(3)Gマーク制度に係る広報啓発活動等の推進

・新たに19台のラッピングトラックを走行させた。なお、各県トラック協会が自主的に運行したラッピングトラックを合わせ、315台を走行させた。



ラッピングトラック

・6回目更新となった事業者については、長きにわたり安全運行の実績を積み上げられたことから長期認定事業所として新たにデザインしたゴールドGマークステッカーを使用できることとした。



長期安全認定事業所「ゴールドGマーク」

・令和5年7月の1週間、集客力の高い大手ショッピングモール(全国186箇所のイオンモール等)内フードコートに設置されている電子看板計748面を活用し、PR動画を放映しGマーク制度の広報啓発活動を行った。



電子看板によるPR動画放映

(4)Gマークステッカーの適正な管理

Gマーク申請案内及び認定事業所向けリーフレットに掲載し、有効期限切れの貼付禁止等について周知徹底を図った。

⚠️Gマーク認定ステッカーの適切な使用について⚠️

Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車体へ貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。
以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は認定を取消いたします。



評価委員による総合評価

A

中期目標

引越事業者優良認定制度の普及と、
引越事業者に対する教育の拡充により、
引越業界の品質向上と更なる発展を図る。

年次目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①優良認定新規申請 20事業者	①優良認定新規申請 20事業者	①優良認定新規申請 20事業者	①優良認定新規申請 20事業者
②消費者の引越安心 マーク認知度 26%	②消費者の引越安心 マーク認知度 27%	②消費者の引越安心 マーク認知度 28%	②消費者の引越安心 マーク認知度 28%
③安心マークを参考 とする割合 64%	③安心マークを参考 とする割合 65%	③安心マークを参考 とする割合 66%	③安心マークを参考 とする割合 66%

令和5年度事業計画の概要

① 引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進

・引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進を図り、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。

② 一般消費者からの輸送相談における迅速・丁寧な対応

・一般消費者からの輸送相談に対応するため、関係行政機関、関係団体、法律専門家との連携により、迅速・丁寧な相談対応に努める。また、認定事業者のサービス品質の向上を図るため、お客様対応責任者研修会議において、相談内容をフィードバックし、サービス品質の向上に努める。

③ 引越講習の開催による事業者への引越約款や関係法令等の周知徹底

・引越講習(引越基本講習、引越管理者講習)を全国にて開催し、標準引越運送約款や関係法令等、必要な業務知識等の習得を図る。引越管理者の育成に努め、各引越管理者のレベルアップを図る。

④ 引越繁忙期における分散引越の周知活動を推進

・引越繁忙期において、サービスレベルや輸送品質を保持するため、法人も含め幅広く分散引越の周知活動を推進する。



令和5年度事業実績の概要

① 引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進

■引越安心マークに対する認知度WEBアンケート調査結果

- 期間:令和5年5月 対象:1万人(全国15~79歳の男女)
- 引越安心マークの認知度 22.0%(対前年0.3ポイント増)
 - 引越安心マークを参考とする割合 60.0%(対前年1.6ポイント増)
 - 何処で見たか ①トラック車体30.6% ②パンフレットチラシ等20.6% ③インターネット19.5%

■引越安心マーク認定事業者

- 令和5年度は、申請事業者252事業者(新規18事業者 更新233事業者)で、248事業者を認定した。
- 引越安心マーク認定事業者の総数は、353事業者 1,720事業所

■一般消費者への周知活動(令和5年4月~令和6年3月)

- ラッピングトラックによるPR
今年度京都府で1台追加
総計21台が10都道府県で走行

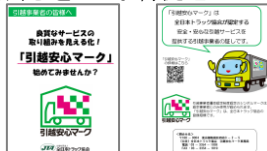
- 東京都消費者月間
くらし交流フェスタ東京2023へ参加
期間:10月22日~23日
新宿駅西口広場イベントコーナーで
43団体が出展し交流フェスタが開催

- 文京区「消費生活展」へ参加
全ト協のブースを開設し、引越
安心マークの周知活動を実施



- 引越安心マーク
Yahoo! バナー広告の実施
掲載期間:1月7日~3月31日
広告表示件数 97,105,588回
広告クリック数 86,311回

- 引越安心マーク取得促進
未取得事業者にも都道府県トラック
協会を通じて取得促進のPRを行った



- 分散引越
Yahoo! バナー広告の実施
掲載期間:1月7日~3月16日
広告表示件数 95,375,875回
広告クリック数 86,332回



② 一般消費者からの輸送相談における迅速・丁寧な対応

■輸送相談

- 総件数 683件(前年比52件減)
- 引越 629件(前年比56件減) 引越相談の割合 92.1%(対前年1.1ポイント減)
引越相談内訳 ①破損 316件 ②対応等 246件
- 認定事業者への調査依頼 83件(前年比26件減)

■お客様対応責任者研修会議

- 全国9ブロック12回 リモート13回 合計25回開催
引越安心マーク345事業者のお客様対応責任者全員362名が出席
- ①「最近の輸送(引越)相談の状況について」
- ②「カスタマーハラスメント(カスハラ)について」
カスタマーハラスメントの具体的事例をもとに、
対応策を検討する



③ 引越講習の開催による事業者への引越約款と関係法令等の周知徹底

■引越基本講習(全国42カ所 547名が受講)

「引越業界の現状」「引越の下見・知識とクレーム対応」「引越作業と接客マナー」「引越運賃・料金」「標準引越運送約款等の知識」について周知

■引越管理者講習(全国52所 1,268名が受講)

「標準引越運送約款」「引越にかかる輸送相談」「引越関係法令」
引越トラブルの具体例「紛失、毀損、遅延に係わる賠償の対応」について周知

④ 引越繁忙期における分散引越の周知活動を推進

- 消費者向けにチラシ(18万枚)を作成し、都道府県トラック協会、引越運送事業者(引越安心マーク事業者)、「道の駅」(関東甲信185カ所)へ配布し周知した。
- 国土交通省から経済団体等を通じて、民間企業の異動時期分散化について協力依頼を求めた。
- 引越繁忙期に合わせてYahoo!バナー広告を実施した。



評価委員による総合評価

B

中期目標	<資金融通支援> トラック運送事業の公平な振興を図ることを目的とし、会員事業者の経営の安定化・近代化・合理化等を目的とした資金調達に対し、資金融通の円滑化に貢献する。	年次目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			—	—	—

令和5年度事業計画の概要

- ①燃料費対策への対応
- ・最新排出ガス規制適合車等の導入及び自家用燃料供給施設の整備に必要な融資に係る利子補給を行う。
- ②大規模施設・設備整備融資にかかる利子補給
- ・経営基盤の改善を支援するため、大規模施設・設備整備に必要な融資に係る利子補給を行う。
- ③激甚災害にかかる融資及びセーフティネット保証等保証協会への保証料に対する助成

・激甚災害・急激な景気悪化等に対応して、影響を受けた事業者に必要な融資に掛かる利子補給を行う。また、保証協会の保証を受ける際の保証料に対する助成等

(単位:百万円)

予算科目	令和5年度予算
近代化基金融資利子補給金	124
近代化基金融資利子補給助成金	158
信用保証協会保証料助成金	40

※近代化基金融資の概要

- ・全ト協と都道府県ト協が、商工中金に「近代化基金」として預託し、利子補給を行うことにより、会員事業者が、低利かつ固定の長期融資を一律に受けることができる融資制度。
- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定資金、最新排出規制適合車の導入等利用され、トラック運送事業の近代化、合理化、輸送力の増強を通じ、地域経済発展ならびに国民経済の安定に寄与している。
- 中央近代化基金融資(全ト協)
 - ①補完融資(事業規模が1億円以上の物流施設等設備資金。車両は除く)
 - ②激甚災害融資(経営安定のための設備資金・運転資金)
 - ③燃料費対策特別融資(ポスト新長期規制適合車かつ平成27年度燃費基準達成車購入資金)
- 地方近代化基金融資(都道府県ト協)
 - ①一般融資(事業規模が1億円未満の物流施設・車両・荷役機械等設備資金)
 - ②ポスト新長期融資(ポスト新長期規制適合車導入資金)
 - ③低公害車及び省エネ関連機器融資(低公害車及び省エネ関連機器導入資金)

(単位:%)

融資の種類	貸付利率	利子補給率	利子補給助成率
補完融資	長期プライムレート1.4% (令和6年1月1日現在)	0.4	—
激甚災害融資		0.4	—
燃料費対策特別融資		0.4	—
一般融資		0.4	—
ポスト新長期融資		0.4	0.13
低公害車及び省エネ関連機器融資		0.4	0.13

令和5年度事業実績の概要

資金融通の支援

①燃料費対策への対応

・【表1】のとおり、燃料費対策特別融資の公募を実施し、7.14億円の推薦を行った。

②大規模施設・設備整備融資にかかる利子補給

・【表1】のとおり、補完融資及び調整融資については申込みなし。
(参考: 令和4年度実績なし)
・近代化基金融資に係る利子補給及び利子補給助成実績については、【表2】のとおり。金額が減少傾向にあるのは、平成29年度における利子補給率の引き下げ等が背景と思われる。

③激甚災害にかかる融資及びセーフティネット保証等保証協会への保証料に対する助成

・【表1】のとおり、令和5年度激甚災害融資(令和6年能登半島地震)については、公募するも利用なし。令和2年度「コロナウイルス感染症影響」激甚災害融資は80億円超の大型実績となったが、今後も、会員事業者の経営に大きな影響を及ぼす災害等発生時には、金融機関と緊密に連携を取り積極的に対応する方針。
・信用保証協会保証料に係る助成実績については、【表3】のとおり、16百万円の実績。

【表1】「第47回中央近代化基金融資推薦実績」

(単位:百万円)

制度名	公募額	推薦	
		件数	金額
燃料費対策特別融資	4,000	42	714
補完融資	3,000	0	0
調整融資	3,000	0	0
激甚災害融資(能登半島地震)	1,000	0	0
合計	11,000	42	714

【表2】「利子補給金及び利子補給助成金実績推移」

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利子補給金額	46	34	25
利子補給助成金額	72	59	53

【表3】「信用保証料助成実績推移」

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
信用保証料助成金額	10	15	16

評価委員による総合評価

A